

# 令和元年度 協会員に対する監査結果

令和 2 年 4 月 15 日  
日 本 証 券 業 協 会

## (1) 実施状況（監査着手ベース）

- 協会員 100先（会員(※) 65社、特別会員35機関）に対し監査を実施  
（※）特定業務会員を含む。以下同じ。

## (2) 監査結果（通知書交付ベース）

### ① 監査結果通知先

協会員 98先（会員64社、特別会員34機関）

うち 30先（会員26社、特別会員 4機関）に対して、法令・諸規則違反等を指摘

### ② 主な指摘事項

#### ➤ 法令違反

（会員） 空売りに係る明示義務及び価格規制に係る不備  
顧客分別金信託の信託不足

#### ➤ 諸規則違反

（会員） 売買管理体制に係る不備  
合理的根拠適合性の検証に係る不備

## 2. 会員に対する監査の実施状況

実施状況	令和元年度	【参考】30年度
① 監査実施先数	65社	70社
うち取引所との合同検査	21社	31社
うち協会の単独監査	44社	39社
うち特別監査等	2社	1社
② 1先平均の監査日数	7.0日	7.6日
(1先当たりの監査日数)	(5～17日)	(3～14日)
③ 1先平均の監査人員	4.2人	4.6人
(1先当たりの監査人員)	(3～11人)	(3～12人)

- 「特別監査等」は、特別監査及びフォローアップ監査をいう。
- ②及び③については、書類監査及び特別監査等を除外

### 3. 特別会員に対する監査の実施状況

実施状況	令和元年度	【参考】30年度
① 監査実施先数	35機関	40機関
② 1先平均の監査日数	5.1日	5.1日
(1先当たりの監査日数)	(5～7日)	(5～8日)
③ 1先平均の監査人員	3.6人	3.3人
(1先当たりの監査人員)	(2～6人)	(3～5人)

○ ②及び③については、書類監査を除外

### 【経営陣による積極的な対応】

#### ○ 外国株式営業の見直し

- 当社における米国株式に係る収益割合が増加していたため、経営判断のもと顧客の取引状況を検証したところ、一部に営業員主導とみられる取引で顧客損失が生じている事例を把握した。

そのため、当該顧客の営業担当者への継続的な注意喚起や管理部署における取引状況のチェック態勢の構築を行い、また、預り資産の状況に応じた米国株式の取引規制などの社内ルールの策定・整備を行い、営業員に徹底させた結果、米国株式に係る営業員主導とみられる取引が認められなくなった。

# 5. 会員に対する監査結果通知状況



## (1) 会員に対する監査結果通知状況

会員に対する監査結果通知状況	令和元年度	【参考】30年度
結果通知先数	64社	68社
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(26社)	(26社)

# 5. 会員に対する監査結果通知状況

## (2) 会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和元年度	【参考】30年度
<b>法令違反の指摘件数</b>	<b>6件 (6社)</b>	<b>9件 (8社)</b>
① 自己資本規制比率の算出誤り	2件	3件
② 空売りに係る明示義務及び価格規制に係る不備	2件	—
③ 業務に関する帳簿書類の記載不備	1件	2件
④ 顧客分別金信託の信託不足	1件	—
○ その他	—	4件

(注) 30年度の「その他」は、事業報告書等の記載不備（2件）、法人関係情報に係る管理不備（1件）、特定同意注文に係る管理態勢の不備（1件）を指摘

## 5. 会員に対する監査結果通知状況

### (3) 会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和元年度	【参考】30年度
<b>諸規則違反の指摘件数</b>	<b>7件 (7社)</b>	<b>17件 (14社)</b>
① 売買管理体制に係る不備	3件	10件
② 合理的根拠適合性の検証に係る不備	2件	2件
③ 注文管理体制に係る不備	2件	1件
○ その他	—	4件

(注) 30年度の「その他」は、個人情報保護に係る不備(2件)、取引開始基準に係る不備(1件)、内部管理統括責任者に係る不備(1件)を指摘

## 5. 会員に対する監査結果通知状況

### (4) 会員の内部管理態勢の不備の内容と件数

監査結果通知の内容	令和元年度	【参考】30年度
<b>内部管理態勢の不備の指摘件数</b>	<b>35件 (22社)</b>	<b>38件 (20社)</b>
① システムリスク管理態勢に係るもの	10件	7件
② 情報セキュリティ管理態勢に係るもの	4件	1件
③ 取引時確認等の管理態勢に係るもの	4件	6件
④ 個人情報保護の管理態勢に係るもの	3件	1件
⑤ 金融商品取引の説明に係るもの	2件	5件
⑥ 高齢顧客に対する勧誘販売態勢の整備に係るもの	2件	1件
⑦ 過当勧誘防止のための管理態勢に係るもの	2件	—
⑧ 顧客分別金に係るもの	2件	—
⑨ 法人関係情報の管理態勢に係るもの	1件	3件
⑩ 内部管理統括責任者等による営業行為に係るもの	1件	1件
⑪ 空売りに係る管理態勢に係るもの	1件	1件
⑫ 信用取引に係る委託保証金の管理に係るもの	1件	—

## 5. 会員に対する監査結果通知状況

### (4) 会員の内部管理態勢の不備の内容と件数

監査結果通知の内容	令和元年度	【参考】30年度
<b>内部管理態勢の不備の指摘件数</b>	<b>35件 (22社)</b>	<b>38件 (20社)</b>
⑬ アナリストガイドラインに基づく整備に係るもの	1件	—
⑭ 約定訂正の記録の管理に係るもの	1件	—
○ その他	—	12件

(注) 30年度の「その他」は、顧客管理に関する内部管理態勢に係るもの(3件)、合理的根拠適合性の検証に係るもの(1件)、顧客から預託を受けた金銭の管理に係るもの(1件)、債権回収管理に係るもの(1件)、金融商品仲介業者の管理態勢に係るもの(1件)、株式移管手数料に係るもの(1件)、役職員による有価証券の売買等の管理に係るもの(1件)、特定同意注文に係る管理態勢に係るもの(1件)、サイバーセキュリティ対策の整備に係るもの(1件)、緊急時事業継続体制等の整備に係るもの(1件)を指摘

## 6. 特別会員に対する監査結果通知状況

### (1) 特別会員に対する監査結果通知状況

特別会員に対する監査結果通知状況	令和元年度	【参考】30年度
結果通知先数	34 機関	41 機関
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(4 機関)	(2 機関)

### (2) 特別会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和元年度	【参考】30年度
法令違反の指摘件数	—	—

### (3) 特別会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和元年度	【参考】30年度
諸規則違反の指摘件数	—	1件 (1 機関)

(注) 30年度は、合理的根拠適合性の検証に係る不備 (1件) を指摘

## 6. 特別会員に対する監査結果通知状況

### (4) 特別会員の内部管理態勢の不備の内容と件数

監査結果通知の内容	令和元年度	【参考】30年度
<b>内部管理態勢の不備の指摘件数</b>	<b>5件 (4機関)</b>	<b>1件 (1機関)</b>
① 内部管理責任者による営業行為に係るもの	1件	—
② 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の販売に係るもの	1件	—
③ 投資信託における類似ファンド間の乗換え管理に係るもの	1件	—
④ 投資信託の手数料の説明に係るもの	1件	—
⑤ 金融商品仲介業務に係る内部管理態勢に係るもの（事業報告書の誤記載等に係るもの）	1件	—
○ その他	—	1件

(注) 30年度は、外国債券取引の説明に係るもの（1件）を指摘

## (1) 法令違反

- 顧客分別金信託の信託不足【会員】
  - 発行会社への募集等受入金の払込日の前日に、当該受入金に係る顧客分別金必要額に相当する額の顧客分別金信託契約を解約したため、一時的に信託不足となった。
  
- 空売りに係る明示義務及び価格規制に係る不備【会員】
  - 取引所に対し、本来、「価格規制ありの空売り」である旨を明示して発注すべき注文について、その旨を明示していなかったほか、当該取引において空売り価格規制違反が認められた。

## (2) 規則違反

- 売買管理体制に係る不備【会員】
  - 非取引参加者からの委託注文に係る売買審査において、「問題なし」との同社からの説明のみで審査を終了していた。また、当該審査結果の判断理由などについて記録をしていなかった。